

那覇市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱

平成 24 年 9 月 1 日施行

総務部長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、那覇市における自主防災組織の育成と充実を図るため、防災活動に必要な防災資機材等を当該組織に交付し、もって住民の防災意識の向上と自主防災活動を促進することを目的とする。

(交付対象)

第 2 条 防災資機材等の交付を受けることのできる組織は、市長が認定した自主防災組織（以下「認定自主防災組織」という。）とする。

(対象防災資機材等の交付)

第 3 条 市長は、認定自主防災組織に対し、別表第 1 に掲げる防災資機材等のうち、当該組織が必要とするものを交付するものとする。

2 前項に規定する交付は、1 認定自主防災組織に対し、1 回限りとする。

(防災資機材等の額)

第 4 条 交付する防災資機材等の額は、1 組織基本額 250,000 円に、組織構成世帯数に 500 円を乗じて算出した額を加えた額の範囲内とし、上限は 400,000 円とする。

2 前項の組織構成世帯数は、防災資機材等の交付申請時点の世帯数とする。

(申請)

第 5 条 防災資機材等の交付を受けようとする認定自主防災組織の代表者は、那覇市自主防災組織資機材等交付申請書（第 1 号様式）に、次の書類を添えて市長へ申請しなければならない。

- (1) 那覇市自主防災組織認定証の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し適当と認めたときは予算の範囲内で交付を決定し、那覇市自主防災組織資機材等交付決定通知書(第 2 号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(受領書の提出)

第 7 条 認定自主防災組織の代表者は、防災資機材等の交付を受けたときは、遅滞なく那覇市自主防災組織資機材等受領書（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

(資機材等の管理及び留意事項)

第8条 防災資機材等の交付を受けた認定自主防災組織の代表者は、当該防災資機材等を適正に管理し、防災活動に有効に利用しなければならない。

2 防災資機材等には自主防災組織名を明記しなければならない。

3 防災資機材等の修繕及び消耗品の費用については、自主防災組織にて負担することとする。

4 防災資機材等は、その性能を熟知し安全に使用することとする。

(調査状況)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、認定自主防災組織の代表者に対し、防災資機材等の管理及び使用状況等の報告を求め、又は調査をすることができる。

(防災資機材等の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定自主防災組織の代表者に対し、交付した防災資機材等の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により防災資機材等の交付を受けたとき。

(2) 自主防災組織を解散したとき。

(3) 交付した防災資機材等を目的以外に使用したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

付 則(令和7年2月28日総務部長決裁)

この要綱は、令和7年2月28日から施行する。

別表第1(第3条関係)

那覇市自主防災組織資機材等交付の対象となる防災資機材等

区分	防災資機材等
初期消火器具類	水バケツ、組立型水槽、活動服一式(消火活動用)、その他初期消火活動に必要な資機材
救出救助用器具類	ロープ、スコップ、のこぎり、つるはし、手斧、なた、ハンマー、バール、ジャッキ、梯子、脚立、鉄線切り、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェンブロック、油圧式救助器具、活動服一式(難燃)、災害救助用ボート、その他救助活動に必要な資機材
救護用器具類	救急セット、三角巾、包帯、毛布、簡易ベッド、車イス、リヤカー、AED、担架、その他救護活動に必要な資機材
情報・通信器具類	メガホン類、携帯ラジオ、トランシーバー、その他情報・通信活動に必要な資機材
炊事器具類	鍋・釜類、炊飯器具、はんごう、やかん、食器類、その他炊事活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練人形、訓練用消火器具、視聴覚機器(ビデオ教材等)、その他訓練に必要な資機材
その他資機材	ヘルメット、防塵マスク、防塵メガネ、手袋、テント、簡易トイレ、懐中電灯、腕章、防水シート、土のう袋、燃料缶、避難誘導棒、発電機、投光器、その他活動に必要な資機材

※消耗品類及び維持管理に要する消耗品類は対象外となります。

※防災資機材等への名入れ費用は対象外となります。

第1号様式(第5条関係)

那霸市自主防災組織資機材等交付申請書

年 月 日

那霸市長

自主防災組織名

代表者氏名 _____

防災資機材等の交付を受けたいので、那覇市自主防災組織資機材等交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を希望する防災資機材等

別紙のとおり

- 2 防災資機材等の予定保管場所（該当する□内にチェックを入れてください）

☐ 自治会事務所等 ☐ 自治会役員の自宅

□ その他
()

- ### 3 希望する搬入先住所

第2号様式(第6条関係)

那総防 第 号
年 月 日

自主防災組織名 _____

代 表 者 氏 名 _____

那覇市長 _____ 印

那覇市自主防災組織資機材等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、防災資機材等交付申請書について下記のとおり決定したので、那覇市自主防災組織資機材等交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付防災資機材等

別紙のとおり

2 搬入先住所

3 搬入予定年月日

年 月 日

(注) 防災資機材等受領後は、遅滞なく那覇市自主防災組織資機材等受領書を提出すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

那覇市長

自主防災組織名 _____

代 表 者 氏 名 _____

那覇市自主防災組織資機材等受領書

年 月 日付けで交付の決定通知があった防災組織資機材等について、次のとおり受領しました。

1 受領した防災資機材等

別紙のとおり

2 受領年月日

年 月 日